

組織課題や組織のニーズに応じた オリジナル通信教育づくりのご提案

公益財団法人 富士社会教育センター

公益財団法人富士社会教育センターの通信教育は、40年以上にわたり、労働組合の教育活動にご活用いただいております。

この度の新型コロナウイルスの多大な影響により、集合教育が難しい状況の中、個人の選択した時間の中で、必要な知識を獲得する上で通信教育の意義や効果が期待されています。

新たに組織課題や組織のニーズに応じたオリジナルの通信教育講座を開講させていただきます。また、開講中の5コースと組み合わせますとより教育効果を高めることに繋がると存じます。

1. 通信教育の意義と効果

- ①組合役員・組合員として機関運営と組織活動展開において、正しい知識を同時期に共有することができる。
- ②組織と対象のニーズに合わせたコースを選択することができる。
- ③組織に合わせてテキストを工夫できるため、個人の負担を抑えながら学習を進めることができる。
- ④個人の選択した自由な時間の中で実施することができる。

2. 通信教育スタートまでの進め方

- ①教育内容のニーズ聞き取り基本となる手引き・活動マニュアル・運動方針書等をお借りします。
- ②通信教育用テキスト、設問シートの作成
- ③見本のご確認
- ④テキスト、設問シート完成、送付
- ⑤受講、名簿の確認
- ⑥ご提出⑦添削、組織へ発送

3. 通信教育受講の手順

① 手順A

(組織担当者様)に通信教育テキスト一括送付
↓
受講生に配布
↓
受講生より富士社会教育センターにテキスト郵送
↓
富士社会教育センターにて添削
↓
(組織担当者様)に全員分添削結果と合わせ返信

② 手順B

組織担当者様に通信教育テキスト一括送付
↓
受講生に配布
↓
組合(組織担当者様)にて収集し富士社会教育センターにテキスト郵送
↓
富士社会教育センターにて添削
↓
(組織担当者様)に全員分 添削結果と合わせ返信

4. 費用 テキストページ、問題数により応相談(テキスト作成費用 封筒 切手代 添削作業含む)

オリジナル通信教育設問の一例

問1 【支部役員の内構え、支部活動、支部執行委員会について】

文章を読んで○か×をつけてください

1	労働組合は会社の指示命令によって労働条件の維持向上や、その他の経済的地位向上を図ることを目的とした組織です。	×
2	労協・賃金・賞与の交渉結果は大切ですが、組合員の要望や職場改善要望を日常的に執行活動に反映させることが組合の求心力を高めます。	○
3	支部・支部役員役割には、対経営活動や諸活動を展開しますが、組合員のための生協活動の支援も重要な活動である。	○
4	組合規約・規定集、支部活動の手引き、生活福祉ハンドブック、総支部情報は支部保管であり、支部役員は引継ぎの必要はない。	×
5	本部代議員の代表者として出生する代表代議員会は、本部大会に次ぐ決議機関である。	○
6	労使懇談会は議事録作成が求められるもので、会社からの『申入れ』『説明』『情報提供』について協議を行います。	×
7	会社との運営協議会は組活申請できますが、支部執行委員会は組活申請は出来ません。	×
8	支部執行委員会は支部役員で構成され、支部の青年部代表者がオブザーバーとして参加することができます。	○
9	支部執行委員会は、原則として3か月に1回開催されます	×
10	支部執行委員会は構成員の3分の2以上が出席で成立し、議事は出席している構成員の過半数によって決定します。	○

問2 【36協定について】

下の語句から適当なものを選んでください。

時間外労働・休日労働は労働基準法で原則禁止されています。ただし業務上の必要性が有り、

使用者と[コ]代表とが書面協定を行い、[ウ]がそれを事前に所轄[シ]に届けた場合、時間外労働および休日労働を行わせることができます。この協定のことを「36(さんろく, さぶろく)協定」といいます。

時間外をつけない、36協定を締結しないで働かせることは

[オ]法違反になります。

時間外労働・休日労働をさせる場合でも36協定内が原則であるが、それを超えて業務をさせる場合には、別途

[キ]を締結しなければなりません。

[ア]・追加協定書とも支部執行委員長と事業場長の双方が押印をし、労働基準監督署に会社が届け出をします。

追加協定に当たっては申請者がいつも固定されていないか、など業務量のアンバランスなど労働状態を確認し、[ス]を把握して対応します。

1か月の追加協定は[セ]なものに限っており、1年間に6回を超えてはいけません。

また、労働基準法の改正(2019年4月施行)により、時間外労働の上限規制が厳しくなりました。

時間外労働(休日労働は含まず)の上限は、原則として、月45時間・年[ケ]時間となり、臨時的な特別の事情がなければ、これを超えることはできなくなります。臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合でも、時間外労働は年[ケ]時間以内、時間外労働+休日労働は月[サ]時間未満、2~6か月平均[イ]時間以内とする必要があります。

ア 基本協定書 イ 80 ウ 会社 エ 720 オ 労働基準 カ 労働組合 キ 追加協定 ク 45
 ケ 360 コ 労働者 サ 100 シ 労働基準監督署長 ス 健康状態 セ 臨時的